

改正 令和元年11月13日 原規技発第1911131号 原子力規制委員会決定

令和元年11月13日

原子力規制委員会

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正について

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="107 331 1104 368"><u>試験炉規則第15条第1項第17号</u> 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p data-bbox="107 427 851 464">○本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p data-bbox="136 475 1104 699">1. 「<u>試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド</u>」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日 原子力規制委員会決定))を参考に、<u>試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施すること。</u></p> <p data-bbox="136 758 1104 890">2. <u>試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。</u></p>	<p data-bbox="1126 331 2123 368"><u>試験炉規則第15条第1項第17号</u> 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p data-bbox="1126 427 1870 464">○本事項については、以下の事項が明記されていること。</p> <p data-bbox="1155 475 2130 603">1. <u>評価の実施に係る措置に関すること。</u> ここで、<u>評価に実施に係る措置とは、試験炉規則第14条の2各号に定められた事項をいう。</u></p> <p data-bbox="1155 614 1512 651">2. <u>会議体に関すること。</u></p> <p data-bbox="1155 662 1601 699">3. <u>評価実施計画に関すること。</u></p> <p data-bbox="1155 710 1736 746">4. <u>評価の実施と結果の報告に関すること。</u></p> <p data-bbox="1155 758 2130 842">5. <u>経年変化に関する評価結果に基づき策定した保全計画に基づく保全活動に関すること。</u></p>